

災害時における毒物劇物流出等への対応の課題について

塩釜保健所岩沼支所

1 経緯及び目的

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号。以下単に「法」という。）では、毒物劇物取扱者等は、その取扱いに係る毒物又は劇物が流出等し、保健衛生上の危害が生ずるおそれがある場合、保健所、警察、消防機関に届け出ることとなっている。

しかし、昨年 3 月の東日本大震災においては津波により甚大な被害を受けた沿岸部の毒物劇物取扱施設の毒物劇物流出等の実態の把握が非常に困難であった。

本報告では、今回の震災による県内の毒物劇物流出等に係る被害状況を取りまとめるとともに、毒物劇物に係る震災対応業務の中で明らかになった問題点を調査、整理し、その対応策について検討を行った。

2 調査内容及び方法

(1) 被害状況の取りまとめ

イ 毒物劇物営業者の業務体制及び毒物劇物の流出状況

平成 23 年 3 月 30 日付け厚生労働省医薬食品局審査管理課化学物質安全対策室事務連絡「東北地方太平洋沖地震に伴う津波による毒物又は劇物の流出事故等に係る対応について」において実施した次の調査結果を集計した。

(イ) 毒物劇物営業者等事業所の業務体制確認調査

調査対象 毒物劇物販売業者事業所 1000 件

(毒物劇物の授受を行わない伝票販売のみの事業所を除く。)

毒物劇物製造業・輸入業者事業所 31 件

毒物劇物業務上取扱者事業所等※ 33 件

※特定毒物研究者事業所、特定毒物使用者事業所、届出義務のある毒物劇物業務上取扱者事業所

(ロ) 毒物劇物営業者等事業所が保管を行っている毒物又は劇物の在庫状況に係る調査

調査対象 (イ)に同じ

ロ 毒物劇物製造所の貯蔵タンクからの毒物劇物の流出状況

県内の毒物劇物製造所が所有している毒物劇物貯蔵タンクの数及び当該タンクからの毒物劇物の飛散流出の有無について調査

調査対象 毒物劇物製造業者の所有する毒物劇物貯蔵タンク 80 基

(薬務課・各保健所に対するアンケート調査)

ハ 保健所・薬務課への毒物劇物に係る通報及び対応

震災に伴う毒物劇物の流出等による住民、行政機関からの通報件数及び対応状況を調査（薬務課・各保健所に対するアンケート調査）

(2) 震災対応業務に係る問題点等について

イ 震災対応で困ったこと

薬務課・保健所の毒物劇物担当者が震災対応業務において困った事項
(薬務課・各保健所に対するアンケート調査)

ロ 震災対応に備えて準備しておくべきこと

薬務課・保健所の担当者に考える震災時の毒物劇物に係る業務のために今後、
準備しておくべき事項 (薬務課・各保健所に対するアンケート調査)

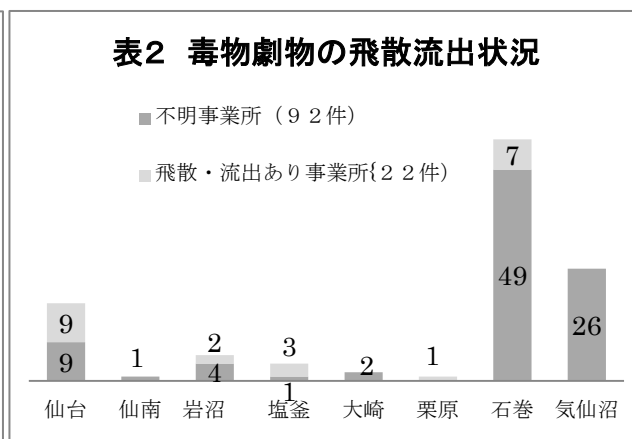
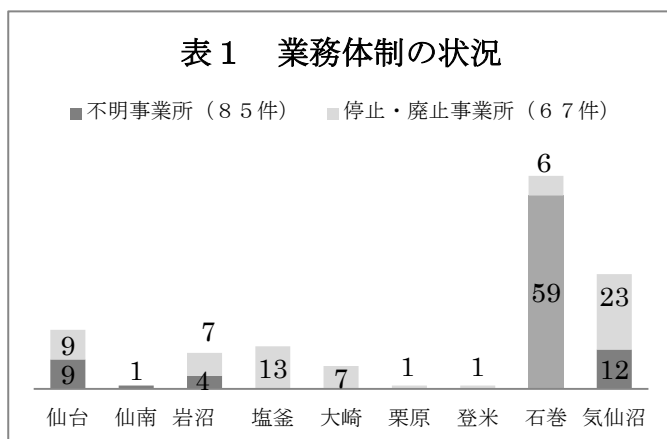
3 調査結果

(1) 被害状況取りまとめ

イ 毒物劇物営業者の業務体制及び毒物劇物の流出状況

業務体制について、営業廃止・休止となった事業所が67件(6.3%)、連絡が取れないため状況が不明の事業所が85件(8.0%)であった(表1)。地域別でみると、沿岸部を管轄に持つ保健所及び仙台市内の事業所の被害が大きく、特に石巻地区では管内事業所の60.7%の事業者が、気仙沼地区では管内事業所68.6%の事業者が営業停止・廃止、不明となっている。

毒物劇物の流出については、飛散流出のあった事業所が22件(2.1%)、連絡が取れないため状況が不明の事業所が92件(8.6%)であった(表2)。地域別でみると、沿岸部を管轄に持つ保健所及び仙台市内の事業所が主であった。また、石巻地区及び気仙沼地区は状況が不明な事業所が多く、飛散流出の実態の把握が困難な状況であったと史料された。



ロ 毒物劇物製造所の貯蔵タンクからの毒物劇物の流出状況

県内の毒物劇物製造業者が設置している毒物劇物貯蔵タンクは80基あり、このうち破損、飛散流出したものは、5基であった。当該施設については、仙台市の沿岸部の事業所が設置していた貯蔵タンクであり、10基のうち5基が津波により流失したものであった。

ハ 保健所・薬務課への毒物劇物に係る通報及び対応

毒物劇物に係る通報については、48件であり、そのほとんどが沿岸部を管轄する保健所等になされたものであった(表3)。

通報に対する対応については、保健所担当者が現場対応を行ったものが18件、消防・警察が対応したものが15件あり、その他毒物劇物でないものや内容物が分からないものについての通報もあった(表4)。

対応の中で、防毒マスクや現場を立入禁止にするために必要な設備等を所持していないために現場対応に苦慮するケースや、消防・警察との連携を十分に図れない等の課題が見られた。

表3 通報件数地域別内訳(全48件)

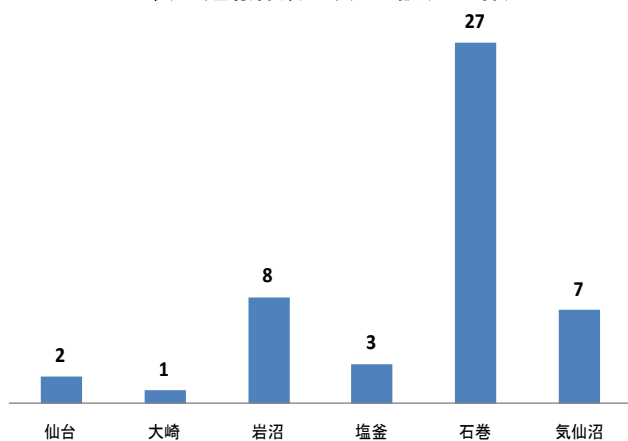
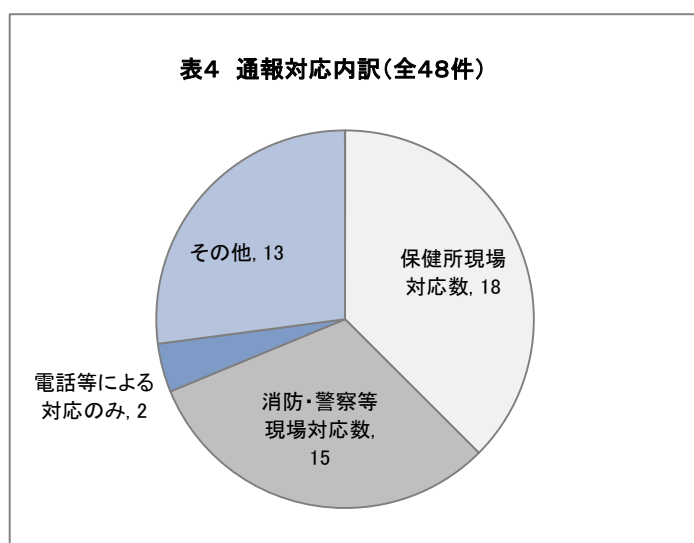


表4 通報対応内訳(全48件)



(2) 震災対応業務に係る問題点等について

イ 震災対応で困ったこと

電話・無線等の連絡体制喪失、車両やガソリン不足による移動手段喪失が多く挙げられた。また、沿岸部の担当者の多くが、発見された所有者不明の毒物劇物に関する対応を挙げた(表5)。

連絡体制・移動手段の喪失については、停電やガソリン不足など震災直後の宮城県全域での社会問題となったものであるが、塩釜保健所、石巻保健所では保健所自体が津波による被災で、電話等通信設備の復旧に時間を要したり、車両が被災により失われたりなど、特に大きな問題となった。

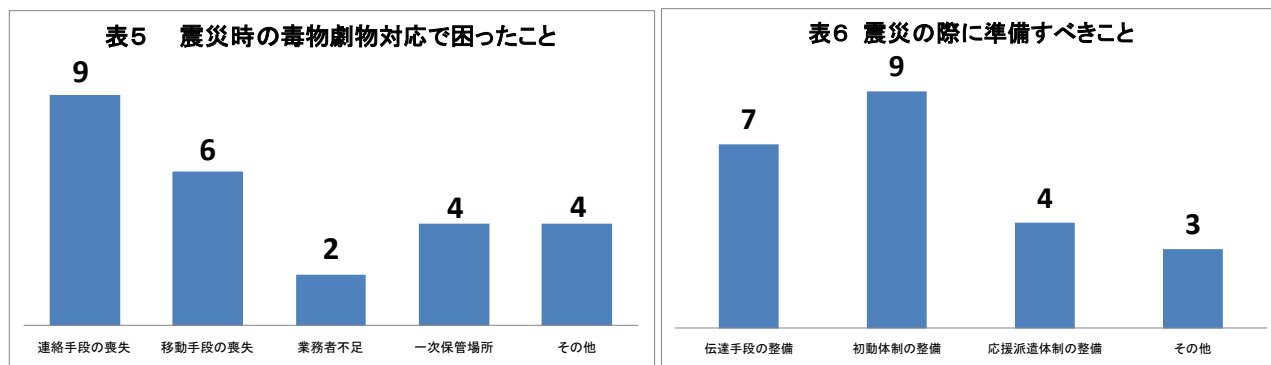
また、所有者不明の毒物劇物は一般廃棄物となることから、本来、発見場所を管轄する市町においてその保管や処理を行うことになっていたが、保健所での保管を求められる事例や、盗難防止措置が必要になるため、他の震災廃棄物とは別に保管する必要があったことから、対応に苦慮したものもあった。

ロ 震災対応に備えて準備しておくべきこと

災害対策マニュアル等による非常時の初動体制の整備や、衛星電話等非常時で

も使用できる情報伝達手段の準備が必要であるとの意見が多かった(表6)。

初動体制には、消防・警察等関係行政機関との役割分担の明確化や毒物劇物取扱業者との連絡体制、応援人員派遣体制といった制度の整備と現場対応時の機材(防毒マスク、立入禁止措置設備、吸着マット等)の整備が必要であると考えられた。



4 考察

東日本大震災による津波被害は甚大であり、毒物劇物の飛散流出等についても、沿岸部での被害が突出して多い状況であった。また、津波による事業所の流出や、全半壊状態となったために事業者と連絡が取れず、状況の把握ができない状況となったことも東日本大震災による被害の特徴と考えられた。

そのような状況の中で、沿岸部の保健所では、地域住民や市町から毒物劇物通報が多数寄せられたが、その対応にあたり移動手段や通信手段がないことが障害となったため、今後、災害時でも使用できる通信手段の確保が望まれる。

なお、本調査は、法で登録等を受けている事業所のみを対象としたものであり、これらの事業者以外にも学校や工場等、多数の毒物劇物取扱者が存在することから、今後は、これらの事業所との非常時の連絡体制を構築して行くことも必要と思料された。

また、消防等関係機関と十分な連携を図れなかったことが課題として挙げられたが、想定規模を超えた被害であったことから、関係行政機関の役割が不明確になったことが原因と考えられた。

今回の震災では津波による被害が主であり、所有者不明の毒物劇物の飛散流出が多数発生した。毒物及び劇物取締法は危害の未然防止に重点を置いており、事故後の毒物劇物への対応が困難である。また、今回飛散流出した毒物劇物は一般廃棄物になり、市町村が処理の主体となったが、この事についての関係機関への周知が不十分であった。これらのことから、当初、対応に混乱が生じた。速やかな対応のために、大規模災害を想定した規定(関係者の役割の明確化、関係者間の連絡・応援体制の確保、応急保安物資の運搬方法)についてマニュアル等の整備が不可欠である。

併せて、定期的な防災訓練を実施することで、行政機関、毒物劇物取扱者間の連携や役割を再確認し、今回の震災における経験を風化させないことも重要である。